

基盤整備等の在り方検討WG（第2回） ご説明資料

KDDI株式会社

2019年8月7日

1 2030年頃の環境想定と今後の基盤整備

2 ブロードバンドのユニバーサルサービス化

3 不可欠性とラストリゾート確保

4 ユニバーサルサービス制度の在り方

5 無線活用に必要なセーフガード措置

1 2030年頃の環境想定と今後の基盤整備

2 ブロードバンドのユニバーサルサービス化

3 不可欠性とラストリゾート確保

4 ユニバーサルサービス制度の在り方

5 無線活用に必要なセーフガード措置

2030年頃の環境想定

3

すべての人やモノがネットワークに“つながっている”

個人・社会のニーズは多様化

あらゆる生活シーンで多様なサービスを利用可能



**Society 5.0の実現、5G普及、
将来のユニバーサルサービスを見据えれば、
光ファイバ等の情報通信インフラの全国的な整備が不可欠**

**ブロードバンドサービスが利用可能であれば、
音声やインターネット等生活に必要なニーズを充足**



- 1 2030年頃の環境想定と今後の基盤整備
- 2 ブロードバンドのユニバーサルサービス化**
- 3 不可欠性とラストリゾート確保
- 4 ユニバーサルサービス制度の在り方
- 5 無線活用に必要なセーフガード措置

- ✓ 現行のユニバーサルサービス制度はあまねく全国で基盤整備が完了し、その上で提供されるサービスについての維持を目的としている
- ✓ 将来のユニバーサルアクセスを見据えて、現時点で世帯のブロードバンドサービスを「国民生活に不可欠な」ユニバーサルサービスに位置付けるのであれば、早期に、日本全国あまねくブロードバンドが利用可能な環境を整えていくことが必要

- ✓ **海外**の主要国（EU、米国、オセアニア等）でも、**世帯向けブロードバンドサービスをユニバーサルサービスとして位置付ける方向**
- ✓ 現行制度の枠組みのなかでブロードバンドサービスをユニバーサルサービスに位置づけるとすれば、次スライド以下に述べる観点を考慮して検討を行うことが必要

※現行のユニバーサルサービス制度でのコスト支援対象は、あくまでもサービス役務提供の維持に係るものであり、インフラ整備・更新については、補助金等で賄うべきもの

- ✓ 2030年頃の環境を見据えたときに、ブロードバンドユニバにどのような「品質」「速度」等が必要となるかを現時点で決定することは困難
- ✓ 今後も大幅な技術進展やニーズの変化等が見込まれることから、「品質」「速度」など特定の基準でユニバーサルサービスを指定したとしても、短期間で陳腐化するおそれ
- ✓ 日本は世界的にもFTTHの整備が進んでいることから、アクセス回線であるFTTHを指定しておけば、あらゆるサービスに柔軟に対応が可能ではないか

- 1 2030年頃の環境想定と今後の基盤整備
- 2 ブロードバンドのユニバーサルサービス化
- 3 不可欠性とラストリゾート確保**
- 4 ユニバーサルサービス制度の在り方
- 5 無線活用に必要なセーフガード措置

“基礎的電気通信役務”（電気通信事業法7条）

「**国民生活に不可欠**であるためあまねく日本全国における提供が確保されるべき電気通信役務」

- ✓ 国民生活や社会経済活動においてそれが利用できない場合には、著しく支障が生じる基礎的な通信手段であって、国民生活に不可欠であると広く認識される電気通信役務
- ✓ **採算地域、不採算地域を問わず、全国どこでも原則として地域間格差なく利用できることを確保する必要があるもの**

出典：「ブロードバンドサービスが全国に普及するまでの移行期におけるユニバーサルサービス制度の在り方」情報通信審議会答申（平成22年12月14日）

電気通信事業法について

- ✓ 省令改正により対象役務にブロードバンドを追加したとしても、現行の電気通信事業法では、提供事業者が自らの経営判断で業務区域を選択可能で、退出も自由
- ✓ ラストリゾート義務を課すことができず、ブロードバンドのあまねく提供が担保されないまま、ユニバーサルサービスとして指定することは不適切
- ✓ 全ての事業者を対象とする電気通信事業法において、ラストリゾート義務を課することは無理があるのではないか

NTT法での確保について

<NTTのあまねく提供義務>

- 独占的な地位と安定的な財源に基づいて全国ネットワークを整備した旧電電公社から不可欠設備等の全てを承継
- 政府出資、外資規制、定款変更・事業計画等に係る総務大臣の認可、総務大臣の監督義務

公共的役割を担う政府出資の特殊法人としての責務

- ✓ NTT法を改正してブロードバンドのラストリゾートを確保することが合理的
- ✓ 今後補助金等により全国あまねく整備されるFTTHをNTT東・西が維持するという重要な役割を担うべき

NTT法

(責務)

第三条 **会社及び地域会社は**、それぞれその事業を営むに当たっては、常に経営が適正かつ効率的に行われるように配意し、**国民生活に不可欠な電話の役務のあまねく日本全国における適切、公平かつ安定的な提供の確保に寄与**するとともに、今後の社会経済の進展に果たすべき電気通信の役割の重要性にかんがみ、電気通信技術に関する研究の推進及びその成果の普及を通じて我が国の電気通信の創意ある向上発展に寄与し、もつて**公共の福祉の増進に資するよう努めなければならない**。

電気通信事業法

(基礎的電気通信役務の提供)

第七条 基礎的電気通信役務 (**国民生活に不可欠であるためあまねく日本全国における提供が確保されるべき**ものとして総務省令で定める電気通信役務をいう。以下同じ。) を提供する電気通信事業者は、その**適切、公平かつ安定的な提供に努めなければならない**。

- 1 2030年頃の環境想定と今後の基盤整備
- 2 ブロードバンドのユニバーサルサービス化
- 3 不可欠性とラストリゾート確保
- 4 ユニバーサルサービス制度の在り方**
- 5 無線活用に必要なセーフガード措置

交付金制度

- 適格事業者：「①条件不利地域、②非競争地域、③赤字地域」のエリア要件をすべて満たす事業者
- 支援の対象：国民負担最小化の観点から、設備保有者及びサービス提供者の非効率性を排除して、適正なコストに抑制したうえで、サービス提供者を対象に「必要最小限の支援」
- 透明性の確保：固定電話のユニバ基金とブロードバンドのユニバ基金を分けた透明な運用
- 拠出/受益の在り方：SNS,メール等のインターネット接続を介したコミュニケーションを通じて、広くブロードバンドサービスを楽しむ受益者（アクセス回線）に応じて拠出

役務提供に係る規律

- 利用者利益の確保のための基礎的電気通信役務に課される規律※は、競争が機能しない地域で指定される適格事業者のみへの規律とする
※約款規制、会計整理義務、役務提供義務、技術基準適合維持義務

- ✓ 現行のユニバーサルサービス制度は、全国的な独占サービスであるNTT東・西の固定電話を前提に設計
- ✓ 競争に伴い、全国あまねく提供維持が困難となったことから、制度を通じてユニバーサルサービスを確保
- ✓ 一方、ブロードバンドサービスの提供主体は、業務区域を市町村単位とする事業者や、条件不利地域をNTT東・西以外の事業者が設置するケースなど様々
- ✓ ブロードバンドサービスに合わせた制度とすることが必要

- ✓ 現行の要件は、NTT東・西を念頭に設定されている

適格事業者の要件

会計整理・公表、接続約款の規定、
都道府県毎に世帯カバー率100%

- ✓ ブロードバンド時代の適格事業者については、多種多様な提供形態があることに留意しつつ、競争のない地域でブロードバンドを提供するために真に支援が必要な事業者とすべき

「①条件不利地域、②非競争地域、③赤字地域」のエリア要件をすべて満たす事業者とすることが適当ではないか

- ✓ **ブロードバンドサービスの提供を確保するためには、サービス提供者を対象に、国民負担の最小化の観点から、非効率性を排除した「必要最小限の支援方法」により、交付金支援を行う制度であるべき**

また、設備保有者とサービス提供者が異なる場合、設備保有者の非効率性を排除した上で、適正な設備貸出料が設定できるような仕組みが必要となる

- ✓ 国民負担の最小化の観点から、交付金が肥大化することのないよう監視・抑制のために、国民が「何を支えるために自分がユニバ料を負担しているのか」の見える化が大事
- ✓ そのため、固定電話のユニバ基金とブロードバンドのユニバ基金は分けて運用されるべき
- ✓ ブロードバンドの拠出の在り方については、SNS、メール等のインターネット接続を介したコミュニケーションを通じて、広くブロードバンドサービスを楽しむ受益者で支えるものとし、インターネット接続可能なアクセス回線見合いとすることが**適当**

- ✓ 通常、サービスは競争を通じて利用者利益が確保されるが、独占的サービスである場合はそれが困難なため、料金の適正性や品質を担保する仕組みが必要となる
- ✓ そのため、利用者利益の確保の観点から、基礎的電気通信役務に対して、一定の規律が求められているものと理解

基礎的電気通信役務に対する規律

約款規制、会計整理義務、役務提供義務
技術基準適合維持義務

- ✓ **ブロードバンドサービスは、多種多様な主体によって提供され、競争を通じて、サービス品質・速度等の提供条件の向上や利用者料金の低廉化等が図られている**
- ✓ **このように、競争を通じて実現が図られることに対しては、新たに規律することは不要である**
- ✓ **一方、競争によるサービス提供が見込まれない地域については、制度による支援と共に、約款規制等の規律により利用者利益を確保する必要がある**

- 1 2030年頃の環境想定と今後の基盤整備
- 2 ブロードバンドのユニバーサルサービス化
- 3 不可欠性とラストリゾート確保
- 4 ユニバーサルサービス制度の在り方
- 5 無線活用に必要なセーフガード措置**

1. 加入電話の補完としての無線活用について①

(1) 用途の限定、例外措置であることの担保

- ✓ ユニバーサルサービスの固定電話を維持するために、今回例外として認めるものであるため、**NTT法第3条の「電話のあまねく提供義務」を果たす目的に限定し、その趣旨を逸脱しないことが必要**
- ✓ 本来業務の維持のために例外として認める以上、**活用業務ではなく、NTT法第2条に定める本来業務（地域電気通信業務）として整理すべき**
- ✓ メタル・光の両方でカバーされるエリアで、メタル再敷設が困難な場合は、「自己設置設備」である光で代替すべきで、メタルのみの敷設エリアであっても、**安易な提供拡大・例外措置の逸脱が起こらないように、提供箇所ごとに個別認可として、真に必要・合理的であることを厳格に判断すべき**

1. 加入電話の補完としての無線活用について②

(2) 公正競争に影響を与えないこと

- ✓ **第一種指定電気通信設備制度**（都道府県毎の伝送路設備シェア50%以上）に基づく**禁止行為規制の形骸化にもつながること**から、例外である以上、**利用の上限を定めるべき**

(3) 利用者の利益の保護が図られること

- ✓ 緊急通報システム、自治体の「あんしん電話」サービス、ホームセキュリティ等、現在ご利用の端末そのまま**ご利用いただけなくなるサービスについて、利用者の利益を保護するために必要な措置**が取られるべき
- ✓ NTT法第2条に定める「自己設備設置」を維持し、**他者撤退時のラストリゾート義務を堅持すべき。**

2. ローカル5Gについて

- ✓ ラストリゾート確保のために、今後補助金等により全国あまねく整備されるFTTHをNTT東・西が維持するという重要な役割を担うべき
- ✓ ローカル5G（アクセス技術の一つと捉えうる）にNTT東・西が参入することの是非については、“NTTの在り方”にかかわる問題であり、NTT東・西の上記の責務と合わせて議論されるべきではないか

(事業)

第二条 会社は、その目的を達成するため、次の業務を営むものとする。

- 一 地域会社が発行する株式の引受け及び保有並びに当該株式の株主としての権利の行使をすること。
- 二 地域会社に対し、必要な助言、あつせんその他の援助を行うこと。
- 三 電気通信の基盤となる電気通信技術に関する研究を行うこと。
- 四 前三号の業務に附帯する業務

2 会社は、前項の業務を営むほか、その目的を達成するために必要な業務を営むことができる。この場合において、会社は、総務省令で定めるところにより、あらかじめ、総務省令で定める事項を総務大臣に届け出なければならない。

3 地域会社は、その目的を達成するため、次の業務を営むものとする。

- 一 それぞれ次に掲げる都道府県の区域（電気通信役務の利用状況を勘案して特に必要があると認められるときは、総務省令で別に定める区域。以下同じ。）において行う地域電気通信業務（同一の都道府県の区域内における通信を他の電気通信事業者の設備を介することなく媒介することのできる電気通信設備を設置して行う電気通信業務をいう。以下同じ。）
 - イ 東日本電信電話株式会社にあつては、北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県及び長野県
 - ロ 西日本電信電話株式会社にあつては、京都府及び大阪府並びにイに掲げる県以外の県

二 前号の業務に附帯する業務

(責務)

第三条 会社及び地域会社は、それぞれその事業を営むに当たっては、常に経営が適正かつ効率的に行われるように配意し、国民生活に不可欠な電話の役務のあまねく日本全国における適切、公平かつ安定的な提供の確保に寄与するとともに、今後の社会経済の進展に果たすべき電気通信の役割の重要性にかんがみ、電気通信技術に関する研究の推進及びその成果の普及を通じて我が国の電気通信の創意ある向上発展に寄与し、もつて公共の福祉の増進に資するよう努めなければならない。

Tomorrow, Together

KDDI

おもしろいほうの未来へ。

au